

「銀行取引約款集（銀行代理店用）」の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、インターネットバンキングによる口座不正使用による補償に関する取扱いの明示等に伴い、2021 年 11 月 1 日付で、「銀行取引約款集（銀行代理店用）」を以下の通り改定いたします。

銀行取引約款集（銀行代理店用） 新旧対照表

2021 年 11 月 1 日改定

(下線部変更)

新	旧
銀行取引共通約款（銀行代理店用）（抜粋）	
第 1 章 総則 第 1 条 定義等 (1) 「銀行取引」とは、野村信託銀行株式会社（以下、「当社」といいます）が提供するサービスであり、当社が管理・運用するシステム及びインターネット（以下、「インターネットバンキングシステム」といいます）を通じて提供する取引（以下、「インターネットバンキング」といいます）その他のサービス及び野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます）の本店及び支店（以下、「本支店」といいます）において当社の銀行代理店として提供されるサービス（以下、総称して「バンキングサービス」といいます）のことをいいます。 <u>なお、野村証券は、当社の銀行代理店として、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引を内容とする契約の締結の</u>	第 1 章 総則 第 1 条 定義等 (1) 「銀行取引」とは、野村信託銀行株式会社（以下、「当社」といいます）が提供するサービスであり、当社が管理・運用するシステム及びインターネット（以下、「インターネットバンキングシステム」といいます）を通じて提供する取引（以下、「インターネットバンキング」といいます）その他のサービス及び野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます）の本店及び支店（以下、「本支店」といいます）において当社の銀行代理店として提供されるサービス（以下、総称して「バンキングサービス」といいます）のことをいいます。

媒介を行います。

第 3 章 インターネットバンキングによる 口座不正使用による補償について

第 1 5 条の 2 不正な振込被害の補償等

(1) 当社は、第三者がお客様の各種パスワード、合言葉、認証カード等取引にあたり当社が要求するパスワード等を詐取・盗取し、お客様になりすまして不正に預金の振込を行ったことによって、お客様が損害を被った場合について、次の各号のすべてに該当するときは、お客様の請求に応じて、次項に定める金額を補償します。

1. パスワード等の詐取・盗取、または不正な振込に気付いてから速やかに通知を行っていたこと
2. 当社の調査に対して、お客様より十分な説明を行っていたこと
3. 当社に対し、お客様より捜査機関に被害届を提出されていることその他のパスワード等の詐取・盗取、または不正な振込があったことが推測される事実を確認できるものを示されていること

(2) 前項の請求がなされた場合、当社は、お客様から通知があった日から30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前日以降になされた不正な振込にかかる損害の額に相当する金額を補償します。ただし、パスワード等の詐取・盗取、及び不正な振込について当社が善意無過失であり、かつ、お客様に過失があると当社が判断した場合は被害補償額は4分の3になります。

(3) パスワード等を詐取・盗取された日か

第 3 章 インターネットバンキングによる 口座不正使用による補償について

新設のため該当なし

ら、2年を経過する日以降に当社への通知が行われたときは、第1項は適用されないもの
とします。

第15条の3 補償が行われない場合

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当社は補償を行わない
ものとします。

1. お客様ご本人に対して振込が行われた場合(振込先がお客様名義の口座であった場合
を含みます)
2. 配偶者、または二親等内の親族に対して振込が行われた場合(振込先が配偶者、または二親等内の親族名義の口座であった場合
を含みます)
3. 法令上定められた方法により本人確認を行う事業者の口座(証券会社の口座や暗号資産交換業者の口座などを含みます)でお客様を指定して振込が行われた場合(お客様のアカウント、または名義を指定して振込が行われた場合を含みます)
4. お客様に「故意」もしくは「重大な過失」(パスワード等を他人に知らせた、または他人が容易にアクセス可能な状態(通信機器等のメモ機能やインターネットのデータ保管サービス等の利用を含みます)で保存していた、その他お客様の故意と同視しうる程度にお客様の過失が大きい場合を含みます)または法令違反があった場合
5. 当社への速やかな通知、十分なお説明、捜査機関への被害届等を行わなかった場合
6. 当社への通知が不正な振込が発生した日から30日以内に行われなかった場合(不正な振込が発生した日から30日以内に捜査機関へ被害届が行われていない場合を含みます)
7. お客様の配偶者、二親等内の親族、同居

<p><u>親族その他の同居人または家事使用人による振込(それらの者が第三者に行わせる場合を含みます)の場合</u></p> <p><u>8. 被害状況についての当社に対する説明に際し、お客様が重要な事項について偽りの説明をされた場合</u></p> <p><u>9. 当社が定める規定に違反したことにより不正な振込が発生した場合</u></p> <p><u>10. 戦争、暴動など、社会秩序の混乱に乗じ、または付随してなされた被害の場合</u></p> <p>第4章 届出事項の変更等</p> <p>第5章 解約・取引の停止等</p> <p>第6章 雑則</p> <p style="text-align: right;"><u>(2021.11.1)</u></p>	<p>第3章 届出事項の変更等</p> <p>第4章 解約・取引の停止等</p> <p>第5章 雑則</p> <p style="text-align: right;"><u>(2021.02.12)</u></p>
---	--

以上